

経費助成の内訳

(枚中 枚目)

1	年間計画番号		
2 訓練の種類	通常の労働者に対して	OFF-JTのみを実施	
		OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施	認定実習併用職業訓練の大臣認定を受けた 有期実習型訓練の労働局長の要件確認を受けた
	短時間等労働者に対して	OFF-JTのみを実施	
		OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施	認定実習併用職業訓練の大臣認定を受けた 有期実習型訓練の労働局長の要件確認を受けた
従業員の自発的職業能力開発を支援した			
3 助成対象経費の算定	事業内訓練		
	職業能力検定の受検の有無 (該当するものに○をつける)		イ 有
	キャリア・コンサルティングの実施の有無 (該当するものに○をつける)		ロ 無
	職業訓練等 (職業能力検定及びキャリア・コンサルティングを除く。)		
	① 部外講師の謝金 部外講師の謝金額	② 施設・設備の借上げ費	③ 教材費・教科書代
	(1人1時間あたり3万円を限度とします。)	(実施時間数) 時間	
	(①+②+③)の額	助成対象者数	助成率
	円	人	$\begin{pmatrix} 1/3 \\ 1/2 \\ 2/3 \end{pmatrix}$
	円	訓練コースの総受講者数	=
		人	円
(少数点以下は切捨て)			
職業能力検定			
1人あたりの受検料等	助成対象者数	助成率	
円	人	$\begin{pmatrix} 1/3 \\ 1/2 \\ 2/3 \end{pmatrix}$	
円	人	=	
		円	
(少数点以下は切捨て)			
キャリア・コンサルティング			
④ 部外講師の謝金 キャリア・コンサルタント謝金額	⑤ 施設・設備の借上げ費	⑥ 教材費・教科書代	
(1人1時間あたり3万円を限度とします。)	(実施時間数) 時間		
(④+⑤+⑥)の額	助成対象者数	助成率	
円	人	$\begin{pmatrix} 1/3 \\ 1/2 \\ 2/3 \end{pmatrix}$	
円	訓練コースの総受講者数	=	
	人	円	
(少数点以下は切捨て)			
事業外訓練			
職業能力検定の受検の有無 (該当するものに○をつける)		イ 有	
キャリア・コンサルティングの実施の有無 (該当するものに○をつける)		ロ 無	
職業訓練等 (職業能力検定及びキャリア・コンサルティングを含む。)			
1人あたりの入学科及び受講料	助成対象者数	助成率	
円	人	$\begin{pmatrix} 1/3 \\ 1/2 \\ 2/3 \end{pmatrix}$	
円	人	=	
		円	
(少数点以下は切捨て)			
自発的職業能力開発			
職業訓練等 (職業能力検定及びキャリア・コンサルティングを含む。)			
1人あたりの入学科、受講料及び受検料等	助成対象者数	助成率	
円	人	$\begin{pmatrix} 1/3 \\ 1/2 \\ 2/3 \end{pmatrix}$	
円	人	=	
		円	
(少数点以下は切捨て)			

様式6号 経費助成の内訳（裏面）

提出上の注意

この様式は、経費助成を受けたい場合に提出してください。

記入上の注意

- 1 1欄は、年間職業能力開発計画と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 2欄は、当該訓練の助成区分として該当するもの1つに「○」を記入してください。
- 3 3欄は、OFF-JTに係る経費助成額の算出を行います。OFF-JTに要した経費から算出した経費助成額を経費助成限度額と比べ少額である方が経費助成額になります。
 - (1) 事業内訓練（職業能力検定を除く。）で助成対象となる経費は、①部外講師の謝金、②施設・設備の借上げ料、③教材費・教科書代です。①、②、③を合計した額に、（助成対象労働者数÷総受講者数）の値と助成率（助成率表参照）を乗じて算出します。
 - (2) 事業内訓練（職業能力検定に限る。）、事業外訓練及び自発的職業能力開発で助成対象となる経費は、訓練の受講に際して必要となる入学料・受講料・受検料です。1人あたりの経費に助成率（助成率表参照）を乗じて1人あたりの助成額を算出してから、その額に助成対象労働者数を乗じて全体の経費助成額を算定します。
 - (3) 1人あたりの経費助成限度額は、OFF-JTによる実施訓練時間数に応じて下表のようになっています。

OFF-JTによる実施訓練時間数	1人あたりの経費助成限度額
300時間未満	5万円
300時間以上600時間未満	10万円
600時間以上	20万円

※1 「助成対象労働者」とは、訓練コースの計画時間数（OFF-JTとOJTそれぞれの時間数）の8割以上出席した者のことをいいます。

※2 「総受講者数」とは、社外からの受講者等を含めた、訓練コース全体の受講者数のことをいいます。

※3 （助成対象労働者数÷総受講者数）の値は、総受講者に対する助成対象労働者の割合です。

その他

- 1 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料については、助成対象となりません。
- 2 都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料は、助成対象となりません。

助成率表（括弧内は大企業）

	通常分	震災特例	
		被災地	被災地以外
通常の労働者に訓練を実施する場合	1 / 3 (-)	1 / 2 (1 / 3)	1 / 2 (-)
短時間等労働者に訓練を実施する場合	1 / 2 (1 / 3)	2 / 3 (1 / 2)	2 / 3 (-)
従業員の自発的職業能力開発を支援する場合	1 / 2 (-)	2 / 3 (1 / 3)	2 / 3 (-)